

コロナ感染症の拡大に伴う区立住宅使用料の減免対応

区立住宅の入居者のなかにも、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少し、使用料の支払いが困難になった方がいらっしゃいます。

そのため区では、申請により使用料の減免ができる制度があります。

1 目的

コロナ禍に伴う離職等により収入が著しく減少し、使用料の支払いが困難になった区立住宅入居者へ、減少後の収入に応じた使用料に見直すことにより、入居者の安定した住居の確保に寄与することを目的としています。

2 減免制度について

(1) 対象者

転職・退職・休業等により収入が著しく減少し、使用料の支払いが困難になった区立住宅の入居者

(2) 金額

減少後の収入に応じた使用料に見直し（概ね10%～50%の減額）

3 区立住宅使用料減免実績について

（令和3年4月1日～令和4年1月12日）

	世帯数	減免金額	月数	月平均
区営住宅	16世帯	▲ 4,871,500円	150か月	▲ 32,477円
特定住宅	7世帯	▲ 2,316,000円	54か月	▲ 42,889円
合計	23世帯	▲ 7,187,500円	204か月	▲ 35,233円